

第17回 政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況

総数：	23	【A】対応	5	21.7%
		【B】今後検討	12	52.2%
		【C】対応困難	1	4.3%
		【D】事実関係の照会等	5	21.7%

【A】対応

類型		項目数	主な対応内容
A1	令和7年度事前分析表で対応予定	5	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	その他	0	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討	12
【C】対応困難	1
【D】事実関係の照会、見解を問うもの等	5

第17回 政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況	
					対応区分	具体的な対応状況
Ⅶ－１－３ ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること						
1	平野委員	Ⅶ－１－３	達成目標１～３	・ 施策大目標１の文章を踏まえると、基本的に、自治体の実施状況やセンターの整備状況などに係る数値を測定指標として設定していることは妥当と思うが、併せて、施策大目標１の「地域の多様な主体の参加・協働を促し」という点まで踏み込んだデータ・指標が取れると良い。		
				・ 特に新規で実施されている多機関協働や参加支援などにおいて、（委託先が沢山あれば良いというものではないが、）多様な主体が協働するという点の一つとして、委託先数を全体として新規分だけでも集計してみるというのは一つの指標になるのではないか。	今後検討	多機関協働事業や参加支援事業等を含む重層的支援体制整備事業や、包括的な支援体制整備の評価指標については、今年度、厚生労働省補助事業（社会福祉推進事業）において、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」を実施し、包括的な支援体制の整備・評価状況等の把握や、今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考となる、体制整備・事業実施のプロセスや評価方法等の例示を行うこととしており、その結果も踏まえ、必要な対応を行ってまいります。
2				・ ひきこもり支援についても、支援センター等は今のところ整備市町村に各１か所といった状況だと思うが、いずれ将来的にどういう形で多様な機関が手を挙げているのかという辺りまで掘り下げられるのであれば、少し多様な主体という点が把握できるのではないか。また、（資料１-２の18頁によると）ひきこもり支援に係る市町村プラットフォームの設置自治体数やネットワークづくり（連絡協議会等の開催自治体数）は増加傾向にあるようだが、この項目そのものを、多様な機関の協働という観点の指標（例：市町村プラットフォームの構成機関数など）へ発展させることも検討いただきたい。	今後検討	ひきこもりの背景や置かれた状況が様々であり、幅広い支援が必要であることから、地域の実情等に応じ、自立相談支援機関、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター、消費者生活センター、医療機関、教育関係機関、経済団体、農業や企業の事業主等の民間事業者、NPO法人、当事者団体等の多様な社会資源の参画を促すよう自治体に依頼しているところです。委員ご指摘を踏まえて、市町村プラットフォームの設置自治体数を測定指標に設定いたします。 また、設置自治体数については増加傾向にあるものの、地域によって社会資源の差異があることやまずは実効性のある関係づくりが必要であるという観点から、構成機関数ではなく設置自治体数を測定指標として設定しております。市町村プラットフォームは様々な部署・機関や地域の多様な主体が関係性を築くことを目的としたものでありますが、その機能に着目した取組を行っている自治体数のように発展的な指標への見直しに向けて自治体の取組状況の把握を検討してまいります。
3				・ 権利擁護については、「中核機関」と括られている（指標8で整備市町村数を設定）が、その運営は市町村の直営のほか、（社会福祉協議会やNPO法人等に）中核機関の運営を委託するという形もあるため、中核機関整備市町村数（指標8）で取るだけではなく、こうした委託機関を具体的に取れると良いと思う。権利擁護では法人後見の実施組織が増えないという問題が大きく、法人後見の実施組織数といったものが増えていくことが一つ重要な要素であり（他方で自治体は法人後見の実施組織たり得ないので）、何らかの形で多様な機関が増えざるを得ないのではないかと思います。	対応	御指摘のとおり、中核機関の運営は、市町村直営のほか、社会福祉協議会やNPO法人等に委託して整備している市町村もあるところであり、現在の指標8は、直営方式か委託方式かも含め、市町村として中核機関を整備している市町村数について記載しているものとなっています。御指摘を踏まえ、指標8について、直営方式と委託方式の内訳が分かるよう見直しを行います。 また、法人後見も含め、多様な担い手の確保・育成は第二期成年後見制度利用促進基本計画においても掲げられている施策であり、引き続き、多様な担い手の確保・育成に取り組んでまいります。
4	藤森委員	Ⅶ－１－３	達成目標１	・ 包括的な支援体制の整備に向けた考え方として、「何らかの取組が必要とは考えているが、現時点で具体的な検討は行っていない」と回答した重層的支援体制整備事業未実施市町村について、その特徴等を分析した上で、ではどのようにすれば、そこが力を入れていくようになるか（動き出せるか）に係る観点での目標の設定を検討してはどうか。	今後検討	ご指摘の、包括的な支援体制の整備は、社会福祉法により、市町村に対し努力義務が課されていますが、 ・ 市町村からは、整備にあたって踏むべきプロセスや、整備した体制を評価する方法がわからないといった声があがっているほか、 ・ 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」でも、体制整備に向けた検討が進んでいない／検討にあたって重要なプロセス（組織的検討、地域資源やニーズの把握等）を経ることや、定期的なPDCAの実施の必要性について指摘がなされています。 このため、今年度、厚生労働省補助事業（社会福祉推進事業）において、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」を実施し、現状の包括的な支援体制の整備・評価状況等の把握や、今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考となる、体制整備・事業実施のプロセスや評価方法等の例示を行うこととしており、その結果も踏まえ、必要な対応を行ってまいります。

5	藤森委員	Ⅶ－１－３	達成目標2 測定指標5	・ ひきこもり支援に係る「居場所」は非常に大事であり、日常的な生活の中に緩やかなものも含めて居場所というものがあるが各地域に沢山あるということが望まれるところ、何をもって「居場所」というのか難しさもあるかと思う。この「居場所」の決め方等はどのように考えられているか。		ひきこもり支援に係る居場所については、ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となるものと認識しており、その役割は、同様の状態にある者等が集まり、各々の状態を他者との関係の中で把握し、自己肯定感を高めること、居住する家から外出するきっかけとなることなど、多様な役割が想定されることから画一的な定義を行うことは困難と考えています。 居場所の設置にあたっては、厚生労働省としては、ひきこもりの背景や置かれた状況が様々であるため、年齢層ごとの集まり、性別ごとの集まり、趣味ごとの集まりなど、各人が参加しやすいものとなるよう、多様な居場所づくりに配慮することを推奨しており、形態についても、空き屋等を借り上げた常設の居場所や公共施設の一室を一時的に借り上げて実施する居場所など、地域の実情に応じたものとするとしています。
6	新保委員	Ⅶ－１－３	達成目標2 測定指標4～7	・ 測定指標4～7の令和7年度の目標値はいずれも「前年度比増」となっているが、ここは、具体的な目標を掲げ、そのために何をどうするのかということを考えながら進めていく方が良いのではないかと。	対応	すべての指標を前年度比増としていたところ、今後のひきこもり支援の方向性を含めて再度検討した結果、成果指標の内容を見直すとともに、委員ご指摘も踏まえて具体的な目標に修正いたします。
7	菊池委員	Ⅶ－１－３	達成目標2	・ ひきこもり相談窓口の明確化自治体数や市町村プラットフォームの設置自治体数を指標とするということは検討の余地はあるか。	対応	ひきこもり支援については、本人やその家族が身近なところで相談でき、支援につながるができるよう、相談窓口の明確化が必要であり、また、当事者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、関係機関の連携による支援が重要であることから、委員ご指摘も踏まえて、相談窓口の明確化自治体数と市町村プラットフォームの設置自治体数を指標に設定いたします。
8	岩崎委員	Ⅶ－１－３	達成目標3 測定指標10	・ 成年後見制度の利用促進ということで、中核機関が整備されつつあるが、その内実については、地域格差が大きい印象。中核機関としての役割の中で、コーディネート機能がより重要であり、その強化に取り組む中核機関数が徐々に増加していることは一定の評価ができる。その一方で、取り組む自治体数(指標10)が指標として適当かという点には疑問。現行の成年後見制度は課題も多く、見直しが行われている渦中ではあるが、中核機関が担う地域連携ネットワーク構築に係る評価を示す、もう少し具体的な指標の設定は可能か。	対応	本件の指標で集計しているのは、中核機関が担う地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組を行っている自治体数ですが、その説明が不十分ですので測定指標の選定理由を修正することといたします。
9	平野委員	Ⅶ－１－３	達成目標3	・ 中核機関、法人後見、市民後見人の3つの要素が繋がりがながら形成される指標を検討いただきたい。	対応困難	中核機関、法人後見、市民後見人の3者は、判断能力が不十分な方を地域で支える重要な主体・担い手であり、御指摘のとおり、相互に連携協力しつつ、御本人に対する支援を行う存在ではあるものの、それぞれのつながり(関連性)の形成に関する定量的な指標を設定することは困難だと考えております。 なお、中核機関は、判断能力が不十分な方からの相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割を担うとされており、専門職団体や他の相談支援機関も含め、本人にとって必要な支援が適切に実施されるような地域の連携体制の構築を促進すべく、厚生労働省としても必要な支援を実施してまいります。
10	藤森委員	Ⅶ－１－３	達成目標3	・ 今、身寄り問題の一つとして挙げられている点だが、権利擁護の視点から、判断能力はあるが身元保証人がいなくて入院や介護施設入所ができないという課題に対する施策が必要と考えるが、この点についての見解如何。		身寄りのない高齢者等の支援の在り方につきましては、令和6年度にモデル事業を実施し、御指摘の点を含め、その課題等を整理してまいりました。また、厚生労働省が開催する「地域共生社会の在り方検討会議」等において身寄りのない高齢者等の支援の在り方について検討を進め、中間とりまとめに至ったところ、本年夏以降、社会保障審議会福祉部会等における議論を経て、その結果に基づき、所要の対応を行う予定です。
Ⅶ－１－４ 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること						
11	藤森委員	Ⅶ－１－４	達成目標1 測定指標1	・ 女性相談支援員は非常勤の方が多く、重い相談を、しかも一人で受けている状況であり、相談員の質をどうやって担保していくのかは非常に大きな課題。他の既存の制度と連携しながらチームで行うようなことを考えられないのかということ、また、どのように研修等を強化していくのかといったところも目標として入れていくと、施策が加速していく可能性があると考え。	今後検討	女性相談支援員の質の確保や研修に関する測定指標を具体的にどのように定量的に設定すればよいかについては、今後検討してまいります。
12	藤森委員	Ⅶ－１－４	達成目標1 測定指標2	・ 測定指標2として女性相談支援センター等の来所相談人数があげられているが、来所する方は本当に氷山の一角かもしれない、その経路がどうなっているかによって、来所者数(目標値)をどのように設定していくのかということとの関係性もあると考えるため、そもそもどんな端緒でセンターを知り、電話をし、そして来所するという、この経路はどうなっているのか、実態を明らかにしていくことが必要。		センターへの相談に至る経緯等の把握方法等については今後検討してまいります。

13	岩崎委員	Ⅶ－１－４	達成目標１ 測定指標１・２	・ 今女性が抱えている問題が多様化・複雑化しているという状況から、女性相談支援員の配置数が目標値として掲げられているが、厚生労働省の令和6年の「困難な問題を抱える女性への支援について」という資料によると、非正規の相談員が多く、約3割の相談員が経験3年未満となっている。電話等による相談から来所相談につながるということが具体的な問題解決に向かう可能性を高めるのではないかと考えられるが、来所相談数が横ばい傾向という現状と相談員の質の関連についてどう考えるか。非正規の方への手当の拡充や研修、スーパービジョン整備事業なども行われてはいるものの、それで施策を進めていく上で十分な人材確保や育成が可能なのか否か、見解如何。		ご指摘の女性相談支援員活動強化事業やスーパービジョン整備事業に加え、令和7年度からは国の研修体系を見直し、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるなど、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図ることとしており、こうした取組を通じて人材確保や育成に努めてまいります。
14	平野委員	Ⅶ－１－４	達成目標１ 測定指標３	・ 測定指標３（民間団体支援強化・推進事業の実施自治体数）自体は意味があると思うが、この自治体数を超えて、民間との協力関係が本施策目標の重要な要素ということを示す、官民協働が促進できるような、より具体的な指標を検討いただきたい。	対応	ご指摘を踏まえ、より官民協働の進捗を測ることができる指標とするため、測定指標３を官民協働等女性支援事業を実施する団体数に変更する方向で対応します。
15	藤森委員	Ⅶ－１－４	達成目標１	・ 他の既存施策（生活困窮者自立支援制度や住宅確保要配慮者に対する居住支援等）との連携というところが重要になってくると考えるが、見解如何。特に支援調整会議の重要性は今後ますます増していくと思うが、こうした点を目標に入れ込むことは可能か。	今後検討	支援調整会議の設置については、達成目標１として設定している「適切な支援が提供される体制を整備」に含まれていると考えている一方で、他施策との連携においても重要であると考えられることから、より具体的な目標とすることについて今後検討してまいります。
16	新保委員	Ⅶ－１－４	達成目標１	・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の第6条は「緊密な連携」というタイトルが付されている力強い条文。この「緊密な連携」を支援調整会議で進めていこうとしているのであれば、努力義務ゆえに、この実施状況や、支援調整会議の中の「代表者会議」・「実務者会議」・「個別ケース会議」の分類別の推進状況等を数値として取り指標化することで、その重要性を自治体においても気付いていけるのではないかと。 新法ができて体制が充実すればするほど、そこへの期待とともに、どんどん縦割りになり、その人だけで頑張ってしまうようなところを今、包括的支援体制づくりなど政策間の文脈の中でみんなでやっていこうとしている。 女性支援はかなり色々な領域と一緒に関わらなければならず、生活困窮等の支援も体制が脆弱だと言われているところ、そこを一人だけでやるのは大変。社会が変わらないと解決できない課題も多くあるため、一人ではなく色々な人が多面で関わって、支援を必要とする方がより良く生きられるよう支えることを、支援員の方々が孤立しないで取り組んでいけると良い。そういう中では、まずは、支援調整会議について指標化するというのも良いと考え、提案した次第。	今後検討	支援調整会議の設置については、達成目標１として設定している「適切な支援が提供される体制を整備」に含まれていると考えている一方で、他施策との連携においても重要であると考えられることから、より具体的な目標とすることについて今後検討してまいります。
17	菊池委員	Ⅶ－１－４	達成目標１ 測定指標３	・ 様々な関連施策が次々に出てきている中で、本施策の独自性・固有性というものを、どう確保していくかは難しいと思うが、施策を取り巻く実態やニーズと、やろうとしている施策がマッチしているのかどうか、また、やろうとしていることの指標として適切かどうか、考えていただきたい。こうしたことを政策評価として考えることを通じて、施策の中身を振り返って考える良い機会となる。 本施策の支援対象は相対的に若い世代が多いと考えられる中で、SNSでの支援については今回触れられていない。施策の中身と現実に求められているものがマッチしているといえるのかどうか。また、色々現場で何うと、支援に繋げるために、相当アウトリーチというか、いかに支援を必要とする若者をまず把握し、繋がり、そして直接話せるところまでどう持っていくか、それが大事だと聴く。そうした施策を行っているのであれば、それを指標化して実施状況を明確化することが適当。 また、（測定指標３の）民間団体支援強化・推進事業は、支援を担う民間団体の立ち上げ・育成支援。これが更に先にある、現実の困難を抱えている方へ、どう繋がっており、支援になっているのかについて、測定指標３だけで測ることができるのか疑問。 更に、事業の活用状況（自治体数）は低調に見えるが、その要因として他の関連施策との重複などは無いのか、事業スキーム自体が適切かどうかを考えることが必要。	今後検討	ご指摘のとおり、若い世代についてはSNSによる相談や支援が馴染むケースがあると考えられるところ、それも含めて幅広く相談を受ける体制について指標化することも含めて検討してまいります。 なお、測定指標３については、ご指摘を踏まえ、より官民協働の進捗を測ることができる指標とするため、測定指標３を官民協働等女性支援事業を実施する団体数に変更する方向で対応します。
18	藤森委員	Ⅶ－１－４	達成目標１	・ 若者支援の現場の方からは、雑談など話をしていく中で信頼関係を築いたうえで、じゃあ仕事をどうする、家をどうする、という話になっていくと聞く。信頼関係を築くまでの長い時間をいかに確保していくのかということでは大切なところで、かなり時間がかかることだが、実はそれが早道というところがあるため、そういったところに支援員の方がもっと体力をつけられるような体制ができれば良いと考える。	今後検討	ご指摘のとおり、支援員が相談者と信頼関係を築くには時間が必要であり、継続的に安定的な支援を行えるようにするための体制整備について検討してまいります。
19	平野委員	Ⅶ－１－４	達成目標１	・ 指標化は難しいと思うが、女性相談員が他の施策の調整会議にどのくらい出席しているかということも含めて実態を把握いただきながら、抱え込みがちになる分野において、他の施策とどういうふうに連携・分業しつつ、独自性や固有性をどう出すかという辺りについて、相談支援員側からの提案が出てくるよう、支援員たちの政策立案での役割みたいなものを高めていただけると良い。	今後検討	支援調整会議や他施策との連携会議において、女性相談支援員がその専門性や役割を発揮できるような対応について、今後検討してまいります。

XⅢ－２－１ データヘルス改革を推進すること						
20	藤森委員	XⅢ－２－１	達成目標1 測定指標1	・ 測定指標1の電子カルテの普及という目標は、その先に、電子カルテ情報の共有というところがあるものと思うが、この電子カルテ情報の共有についても、将来的に目標に追加していくという認識でよいのか。	今後検討	医療DXの推進に関する工程表において、「電子カルテシステムを未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策を検討しつつ、遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」とされています。電子カルテ情報共有サービスについては、現在一部の地域においてモデル事業を実施しているところであり、電子カルテ情報の共有のための指標の設定についても今後検討していきます。
21	新保委員	XⅢ－２－１	(全体)	・ (「施策を取り巻く現状」欄に記載があるが、)「こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須。」との現状認識の中で、セキュリティ対策の強化などは今後、課題や指標等に取り入れていくような考えはあるか、見解如何。	今後検討	御指摘のとおり医療分野のセキュリティ対策の強化は重要な課題と認識しています。 例えば現在、全国の医療機関における電子カルテを普及させる取組の一環として、クラウド型電子カルテの普及やオンプレミス型の電子カルテからクラウド型電子カルテへの移行を推進することを検討しております。 このような取組により医療機関において、データヘルス改革のサービスの利用環境をガバナンスしやすくなり、国が提供するサービスへ迅速に適応できるようになることと併せて、効率的なセキュリティ対策を可能とすることも企図しております。 その他の施策も含め、まずは現在設定している目標に向けて取組を進めていくことが同時にセキュリティ対策にも繋がると考えていることから、引き続き取組を進めてまいります。
22	菊池委員	XⅢ－２－１	(全体)	・ 達成目標・課題の立て方について。基本目標である「国民生活の利便性の向上」に向けて、所管課としてこれはやるんだと考えていることを前面に出した達成目標等を設定することが必要。 現行の達成目標(データヘルス改革に関する工程表に沿って、着実に取組を推進)はもっともだけれども、何も踏み込んでいないに等しいともいえる。今の国民生活の利便性に支障を来すような具体的なレベルでの複数の課題を立て、それぞれに具体的な達成目標を立てた上で、複数の指標を立てることも可能と考える。例えば、測定指標として特定の対象に絞って設定するののも一つだが、そこ以外の部分も大事と考えているのであれば、場合により付随的に参考指標として挙げておくなど。今後の目標等の設定に向けて参考にして頂きたい。	今後検討	測定指標等の欄において御指摘の達成目標は既に設定していることから、新たな目標等を設定する必要はないと考えており、現在設定している目標等に向けて引き続き取組を進めてまいります。
(全体)						
23	菊池委員	－	全体	・ 【指標の設定の仕方について】次々にアップデートされていく分野の施策について長期的な指標を立てることは難しいことではあるが、施策の現状や課題を踏まえて、何を指標としていくかを考えることが、施策を考えるに当たって何が大事なのかを考える良いきっかけになる。 ・ 【目標値の立て方について】施策は、どんな戦略でどこまでやる、そのためには段階を追って、まずここまで、次にここまでやって、という戦略が無いと立てられない。政策評価はそれを考える良い材料。「前年度比増」や(実績値と乖離がある中で、)「全市町村数」を毎年度の目標値に掲げてしまうと、そこに戦略は見えないが、「段階的に、こういうことをチェックしてここまでまず上げ、そこからまた積み上げ、●年後に全市町村数」という立て方であれば、施策として考えられていて、そのために立てられた指標、ということが分かる。施策について、所管課として何を大事に考え、その実現のためにどんな根拠をもって、こういう数字で積み上げていく、そういうものに政策評価を活用いただきたい。		毎年度の事前分析表や評価書の作成にあたって、従前から設定されている指標が施策の見直しや施策を取り巻く背景等の変化を踏まえた的確なものとなっているか、また、目標値については、「前年度比増」や「全市町村」等と設定しているものについては特に、過年度実績や推移、施策を取り巻く背景等も踏まえ、当該目標値の設定が本当に適切かどうか、各部局に対して再確認・再検討を求めるとともに、事務局として、より丁寧に確認等のうえ、今後とも、政策評価の意義の周知徹底と適切な助言に努めてまいります。